

■開催概要

「第3回森林再生小委員会」が平成17年3月8日(火)に釧路地方合同庁舎で開催されました。会議は、構成委員42名(個人14名、団体16団体、オブザーバー4団体、関係行政機関8機関)のうち24名(個人6名、団体10団体、オブザーバー2団体、関係行政機関6機関)の出席により開催されました。まず委員長及び委員長代理の互選が行われ、委員長には中村太士委員(北海道大学大学院農学研究科 教授)、委員長代理には金子正美委員(酪農学園大学地球環境学科助教授)が選出されました。その後、“平成16年度の調査・検討について”、“達古武地域自然再生実施計画骨子(案)”について討議されました。



平成16年度の調査・検討について

■雷別地区の森林再生について

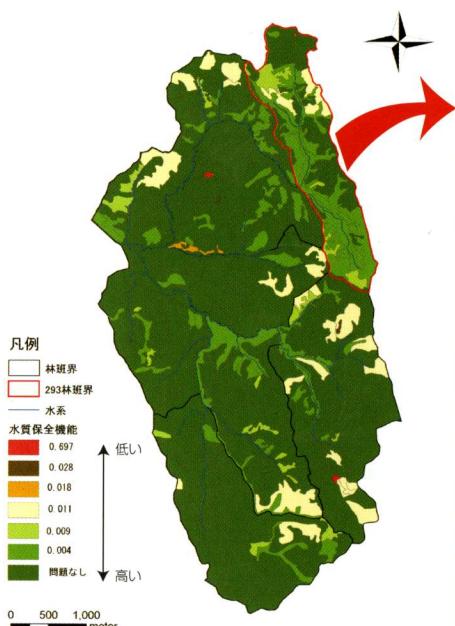
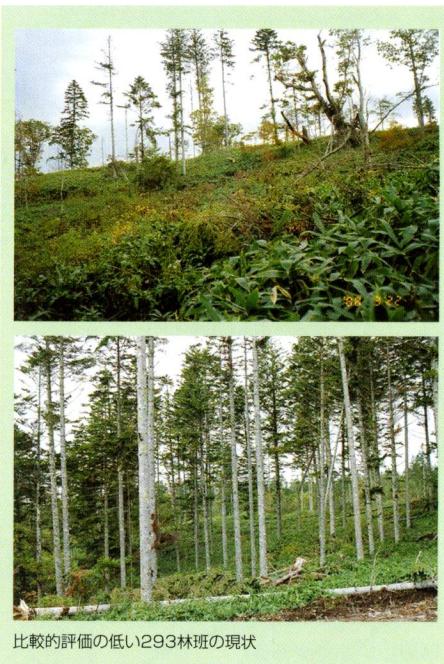


図1 水土保全機能(水質保全)での評価
[森林機能の評価基準(北海道2004)による]



雷別地区的森林再生では、シラルトロエトロ川の上流域にある国有林のトドマツ人工林の立枯被害跡地を対象地としています。平成16年度は、事業対象地を明らかにするために、森林の水土保全機能に着目した評価を実施しました。また、立枯の被害原因やこの地域の過去の森林の状況についての検討を行い、再生の目標とする森林を広葉樹林としました。平成17年度には、残存木の状態や伐倒木の中の稚樹についての現地調査、モニタリングのための指標生物の生息調査等を行う予定です。



このようなことが話し合われました

●委員長 ●委員 ●事務局

- 国有林の中が具体的な事業対象地域になるということは分かった。しかし、自然再生から見た場合、民有林も含めてシラルトロエトロ川流域全体で山の状態というのを見ていかなければシラルトロエトロ川やシラルトロ沼の保全に結びついでいかないのではないか。
- 国有林以外の場所についてもシラルトロ沼流域全体を、国有林の方でスクリーニングを

かけられるならばやってみていただきたい。

- 詳細な調査というのは大変だが、GISを使ったり、航空写真で解析して、補足的に現地踏査を行い一応の植生図はあまり手間をかけず作れる。
- 森林の再生の制限要因を整理して、どのくらいまで達すれば将来を見越す形として森林に育て上げていけるのか、といった視点でデータを見せてくれると理解しやすい。

森林再生小委員会が、実施していること。ご

達古武地域森林再生について

森林再生モデル地区(カラマツ人工林)の自然林再生実験

達古武沼北部のカラマツを主体とした林相を有している地区を対象に、生物の多様性及び森林機能を総合的に高めるため、伐期に達したカラマツ人工林を、地域本来のミズナラなどの落葉広葉樹を主体とした自然林に再生します。

平成16年度は、広葉樹稚樹の発生・成長の阻害要因を独立に検証することができる実験区を設定しました。今後、各実験区のモニタリングを実施し、阻害要因と対策について評価を行います。

実験Ⅰ：稚樹の発生段階で阻害要因(動物による被食、ササの被覆、種子の不足)の検証

実験Ⅲ：幼木(樹高150cm以上)の段階でカラマツを間伐した場合の影響を検証

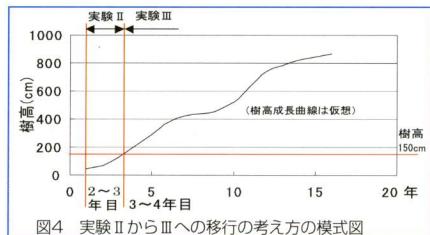


図4 実験IIからIIIへの移行の考え方の模式図

実験Ⅰ：稚樹の発生段階で阻害要因(動物による被食、ササの被覆、種子の不足)の検証

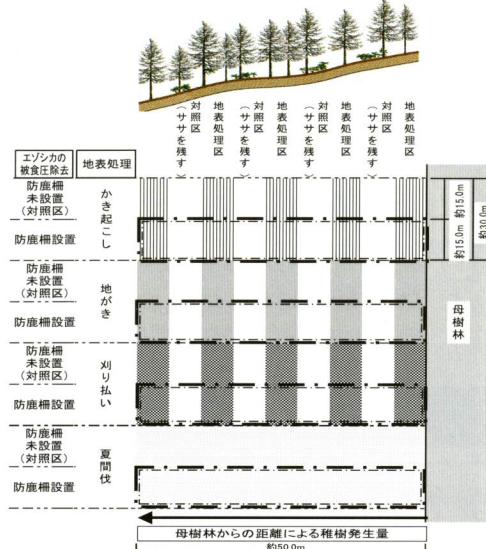


図3 地表処理の方法を組み合わせた場合の実験モデル



かき起こし



地がき

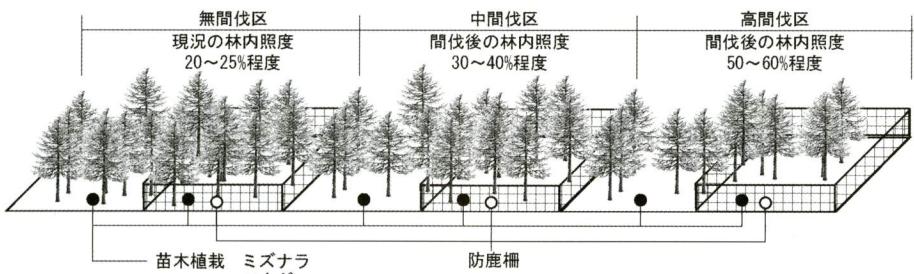


図5 実験II・IIIを組み合わせた実験地の模式図

このようなことが話し合われました

●委員長 ●委員 ●事務局

●この実験区でやっている仕事をいつの段階で全体に移行していくかというスケジュール的な問題は、どう考えているのか。

●実験の結論をある程度予測したなかで、複数の年次スケジュールを検討していく必要があると考えている。

●かき起こしか地がきをやった部分に、ササがまた侵入してくることが考えられる。その場合ササの扱いはどうするのか。

●基本的には初期条件だけ揃えて侵入したあとは放っておく。という考え方でいいたい。

●将来この実験のように、高い間伐率を設定する地点が、保安林や例えば道有林での公益的な地域に指定されていた場合に、その施業指針などに触れるのではないか。

●道有林での森林作業は公園区域などの中正在进行しているため、大きく空間を開けられない。道有林では間伐率45%は想定していない。

●かなり間伐率が高くなると、風によって倒れるおそれがある。現実に過去にそういう被害もあり、高間伐率というのは場所によっては難しい部分がある。

●昔の時代に決められた保安林の制度が、拡大造林期を経た現在の人工林の維持管理などを議論していく時にあてはまるのか疑問だ。

●湿原再生では、釧路湿原の流域全体というどこで論じ統制の取りににくい民有林の扱いを論じなければ意味がないのではないか。

●会社有林では、経済目的というのが一つあるが、わが社では森のリサイクルということをうたっており、社会的責任も強く感じている。会社有林としてはこういったニーズに沿っていく必要があると考えている。

●おそらくカラマツ林は、水源涵養機能や土砂流出防備機能が低いということはない。ただ鬱閉したカラマツ林だと種の多様性が低いなどという現象は起こりうる。どの地区をカラマツ林として維持し、どの地区を広葉樹として自然林に戻していくのか、といった分けを議論しないといけない。木材生産としてのカラマツ林でも下層の植生の部分では多様性を維持していく。そんな森林を目指していく方向性もある。

●どうやったら民有林も生態系の視点で管理していくかということを、官・民とか市民団体とかで議論し、お互いに協働できる所があったら進めていければと思う。

●情報をオープンにすることで、ある意味の粗い森林の管理の仕方についての歯止めがかかると思う。

これから実施したいこと。

森林再生モデル地区(塘路64地区)の森林再生試験



試験地の位置(白枠)
使用画像／高解像度衛星イコノス衛星
(C)日本スペースイメージング株)

これまでの調査で明らかになった、この地区での森林植生回復を阻害している要因(①～④)を緩和する試験を行いました。

①エゾシカによる被食緩和

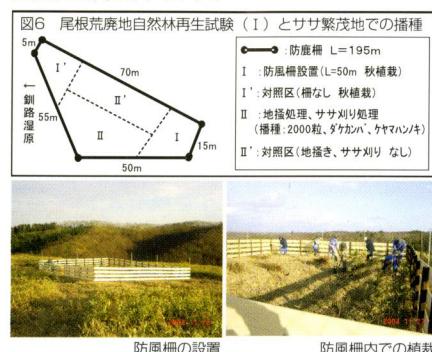
被食圧が高い南西斜面のミズナラ萌芽樹を材質の違う3種類のネットで保護し、生長量を調査します。



プラスチックタイプ 化織ネットタイプ 金網タイプ

②風衝害

ほとんど立木のない尾根筋に防風柵を作り、3種類の樹種を植栽し、生長量を調査します。



③ササの被覆

ササを刈り払いや根を掘り起こして除去しておき、播種して、発芽率、生長量を調査します。



④土壤欠損

作業道沿いの土砂流出が見られる箇所に、土砂流出緩和柵を設置し、土砂堆積量、周辺植生の回復状況を調査します。



このようなことが話し合われました

●委員長 ●委員 ●事務局

●土砂流出緩和柵は、枯れた木とか間伐材などを利用し設置した。富士山麓では、水の勢いを防いだり浸食箇所を止めたりという成果が上がっているので参考にした。

●山で、利用されない木を地表に置くとか、埋めるとかすると水道(みずみち)が若干暴れ、大きくせん堀されるような状況にならない。

●下刈りを4年5年続けると何故か広葉樹が侵入してくるという経験を持っている。明らかに萌芽だと天然更新があるとわかった段階で、下刈りの手法を変えてみるとどうか。

●地がきなり何なりをして、自然侵入を促進するようにしたい。

生態系指標調査を用いた評価とモニタリング調査

◆達古武地域全域における調査について

再生の評価は、生態系の質で評価する必要があるため、森林生態系を構成する動植物の調査を行い、どの生物が指標に適するかを検証しました。その結果歩行性昆虫と鳥類の中で、森林の発達初期に変化率が高い種があり、指標としての可能性が高いことがわかりました。

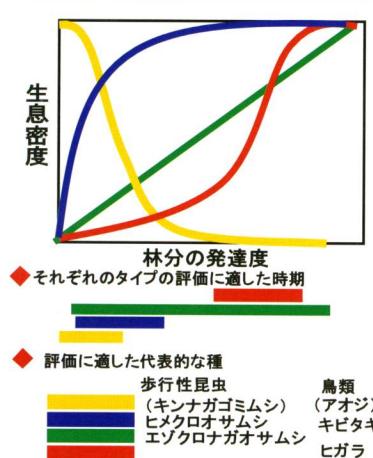


図7 指標としての評価のまとめ

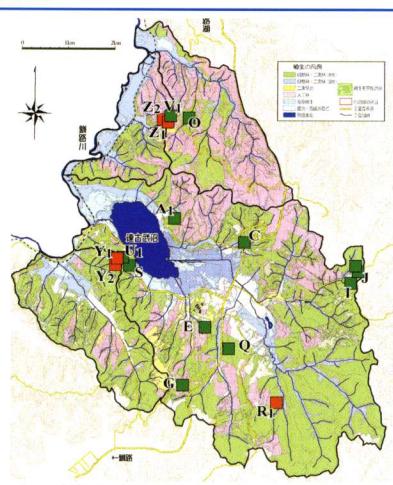


図8 生態系調査箇所

達古武地域自然再生実施計画骨子(案)について

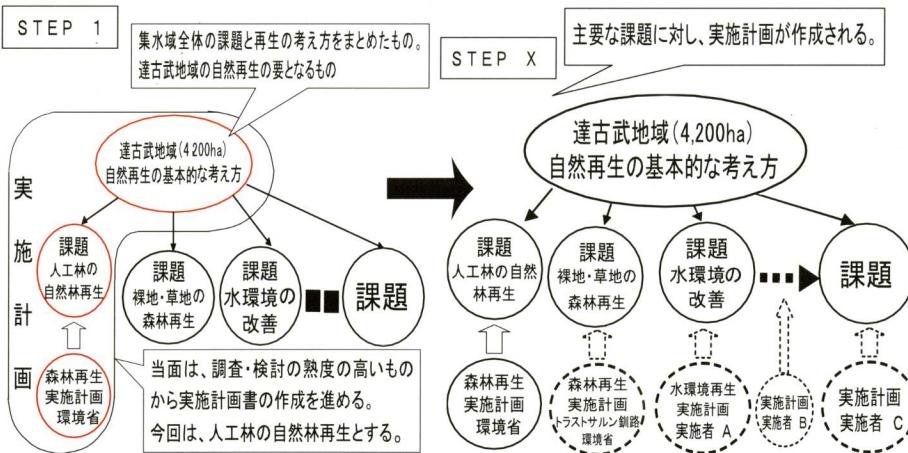


図9 達古武地域における実施計画のイメージ

達古武地域における自然再生実施計画骨子(案)の協議が行われ、了承されました。

このようなことが話し合われました

●委員長 ●委員 ●事務局

- 住民自身が、決定のプロセスに主体的に参加できる自分達の問題として取り組めることができるよう、今後に期待をもっている。
- 実施計画は、実施区域別にまとめていくことになるのか。実施計画はあと付けて増やしていくといつていいのか。
- 実施計画は実施者が作るもの。法律だけから言うと実施者ごと、つまり事業者ごとに作るということしか決まっていない。事業主体が共同で実施計画を作ることは出来ぬのではないか。
- 達古武地域という形で実施計画を出すときには、関連する事業主体は全体で出すべきで

はないか。流域の視点と書いてあるので、流域内を事業主体などで分けるといった細切れにはしないことが重要ではないか。

- それぞれの小さな委員会の中でお互いに考えたことは、他の関連する委員会とも一緒になって方向を決めていくべきだ。小委員会を合同でやるということは必要ではないか。
- 実施計画の中では既に今まで実施してきたことを明確に書く必要がある。実施計画 자체は承認された以降、3年から5年で試験施工に一応区切りをつけて実施の初めの所をどの程度書けるかというところが問題になる。小委員会でご協力いただきながら時間をかけて、固めていきたい。5年程度の間に実際やるべきことを実施計画の中に盛り込んでいきたい。
- 同意を得ながら進めるという形が一番いい。そのためには実験が終わった段階で資料を出していただき、資料を見て多少時間をかけて進める方向を考えても遅くないのではないか

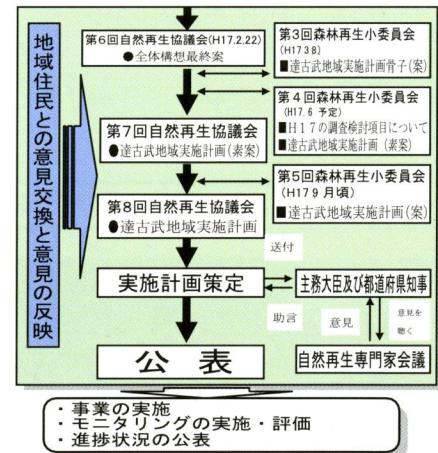


図10 達古武地域実施計画書作成のための検討フロー

と思う。

- 実際の再生事業に、どこまで地域が、この協議会が或いは小委員会が携わっていくのか、実施計画が承認されると、あとはそれぞれの実施主体がやるという形で終わってしまうのではないか。
- 釧路湿原の協議会では、1年おきに協議会員を募集していて、入りたい方は誰でも入れる。地域の方がずっと携わっていただいて、声をずっと出していただこうというのが、長く続けるコツだという風に考えている。
- 皆さんに特に地域の方々に未永く付き合っていただきたいと考えている。色々な委員会で発表される実施計画、実施経過を監視し、現地の視察などにも関わってもらい、いい方向を目指すようにお互いの知恵を絞るという意味で常に監視していただく。完全に任せてしまわないというのが重要ではないか。

●団体

王子製紙株式会社〔王子木材緑化(株)三浦務〕

株式会社 北都〔代表取締役 山崎 正明〕

カムイ・エンジニアリング株式会社〔記田 昭広〕

釧路自然保護協会〔会長 高山 木吉〕

釧路市民活動センター「わっこ」〔センター長 普久原 涼太〕

釧路生物談話会〔代表 須摩 靖彦〕

釧路造園建設業協会〔副会長 大友 淳〕

国際ソロブチミスト釧路〔理事 浪岡 敬子〕

鶴居村タンチョウ愛護会〔会長 松井 孝志〕

特定非営利活動法人 ト拉斯サルン釧路

〔理事・事務局 杉沢 拓男〕

●オブザーバー

釧路町森林組合〔参事 上野 功〕

標茶町森林組合〔参事 成田 勝利〕

●関係行政機関

国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部

〔治水課 課長 平井 康幸〕

環境省 東北海道地区自然保護事務所〔所長 星野 一昭〕

林野庁 北海道森林管理局

〔釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター所長 池田 敏邦〕

北海道 釧路支庁〔経済部林務課 造林係長 伊藤 寿勝〕

標茶町〔農林課 課長補佐 浅井 日出男〕

鶴居村〔産業課 課長補佐 吉田 博〕

資料の公開方法

委員会で使用した資料および議事要旨は、釧路湿原自然再生協議会ホームページにて公開しています。

<http://www.kushiro-wetland.jp/>

ご意見募集

釧路湿原自然再生協議会運営事務局では皆様のご意見を募集しています。
電話・FAX・Eメールにて事務局まで御連絡ください。

釧路湿原自然再生協議会 運営事務局

TEL(0154)23-1353
FAX(0154)24-6839

[E-mail] info@kushiro-wetland.jp



古紙配合率100%再生紙を使用しています